

香川県営業継続応援金（第3次）【申請受付要項】（概要）

【受付期間】

令和3年10月27日（水）から令和3年12月15日（水）まで（当日消印有効）

【受付方法】

- ・申請書類は、簡易書留など送達を確認できる方法で**郵送**してください。
- ・感染拡大防止の観点から、営業継続応援金（第3次）事務局や県庁への持参による申請はできません。

＜宛先＞〒760-0017 高松市番町一丁目2番26号 トキワ番町ビル4階
香川県営業継続応援金（第3次）事務局 宛

《郵送前にご確認ください》

- ・差出人の住所・氏名を封筒に必ず記載してください。
- ・送料は申請者の方がご負担ください。
- ・提出いただいた申請書類は返却いたしません。

【申請書類の入手方法】

香川県営業継続応援金（第3次）事務局のホームページ（<https://kagawa-ouen3.com>）又は香川県ホームページから、必要書類をダウンロードして下さい。

- ・香川県庁東館受付横の配布場所、各県民センター（東讃・小豆・中讃・西讃）、市町の商工担当課でも申請書類を配布しています。

※配布場所ではお問い合わせに対応しておりませんので、ご質問等は下記「香川県営業継続応援金（第3次）コールセンター」までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

ご不明な点は、下記コールセンターにお問い合わせ下さい。

香川県営業継続応援金（第3次）コールセンター ☎087-813-3247

開設期間：令和3年10月27日（水）～12月15日（水） 9時～17時30分（平日のみ）

適正な申請をお願いします。

この応援金の支給後、要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、応援金全額の即時返還を求めるとともに、加算金の支払いを求めたり、事業者名の公表等を行う場合があります。虚偽申請は、絶対に行わないようお願いします。

目次

申請受付要項・・・p. 1～p. 15

記載例・・・p. 16～p. 28

※申請書等の様式は、この要項の最後に添付しています。

香川県営業継続応援金（第3次）【申請受付要項】

令和3年10月27日

1 趣旨

全国的な緊急事態措置やまん延防止等重点措置の実施、県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、県民の外出機会が減少したことなどにより、大きな影響を受けた県内事業者の営業継続を支援するため、香川県営業継続応援金（第3次）（以下「応援金」という。）を支給するものです。

2 支給対象・支給要件

【支給対象】

応援金の支給対象は、次の①～④のいずれかに該当する事業者とします。

ただし、令和3年8月から9月において香川県が行った営業時間短縮の要請の対象となった飲食店・喫茶店を有する事業者又は大規模施設運営事業者は、支給対象となりません。（飲食店への営業時間短縮の要請の対象とならなかった大規模施設内のテナント事業者は支給対象となります。）その他、支給対象外となる場合については、3ページをご覧ください。

- ① 香川県内に事業所（個人事業主にあつては住居又は事業所）を有し、主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う中小企業（※1）、中堅企業等（※2）又は個人事業主
- ② 香川県内に事業所（個人事業主にあつては住居又は事業所）を有し、上記①の事業者と直接の取引がある中小企業、中堅企業等又は個人事業主
- ③ 香川県内に事業所（個人事業主にあつては住居又は事業所）を有し、県内の飲食事業者（食品衛生法に基づく営業許可を得て、店舗を有し、飲食店又は喫茶店の営業を行う法人又は個人事業主）と直接又は間接の取引がある中小企業、中堅企業等又は個人事業主
- ④ 香川県内に店舗を有する飲食事業者（※3）

（※1）中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者をいう。

（※2）中堅企業等とは、中小企業者に該当しない事業者で、次の（1）又は（2）のうちいずれかを満たす法人（国内に本店又は主たる事務所を有する設立登記法人）をいう。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次の（1）若しくは（2）のうちいずれかを満たす法人であること。

（1）資本金の額又は出資の総額¹が10億円未満であること

（2）資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員²の数が2,000人以下であること

（※3）例えば、昼間のみ営業している飲食店など、営業時間短縮の要請の対象とならなかった飲食店又は喫茶店を有する事業者

¹ 「基本金」を有する法人の場合は「基本金の額」、一般財団法人の場合は「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。

² 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しない。）

【支給要件】

支給要件は、次の（ア）から（ウ）までの全ての要件を満たしていることとします。

- （ア） 全国的な緊急事態措置やまん延防止等重点措置の実施、香川県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少等による直接的な影響を受け、令和3年7月から9月までの県内事業所・店舗での売上の合計額が、「令和元年同期（令和元年7月から9月まで）」又は「平成30年同期（平成30年7月から9月まで）」の売上の合計額と比較して30%以上減少していること（※1）
- （イ） 令和3年4月1日以前から県内で事業を継続しており、今後も県内で事業を継続する意思を有すること（令和3年4月2日以降に事業を開始した場合は、この応援金の支給対象となりません）
- （ウ） 感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っていること（※2）

（※1）売上減少率の計算方法

A=事業者としての県内事業所・店舗での「令和元年同期」又は「平成30年同期」の売上の合計額

B=事業者としての県内事業所・店舗での令和3年7月から9月までの売上の合計額

$$(A - B) \div A \times 100 = \text{売上減少率}(\%)$$

売上減少率が30%以上であれば支給要件を満たします。

◎ 令和元年7月2日から令和3年4月1日までの間に香川県内で事業を開始した場合の取扱い（創業等特例）は13頁～14頁をご覧ください。

（※2）業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧については、以下のURL（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 HP）をご参照ください。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

【支給対象外となる場合】

以下の（ア）～（カ）のいずれかに該当する事業者は、応援金の支給対象となりません。

- （ア） 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体
- （イ） 香川県補助金等交付規則第5条の2各号（※）に掲げる者
- （ウ） 既にこの応援金（第3次）の支給を受けた事業者（この応援金（第3次）の支給は1事業者につき1回に限ります。）
- （エ） 令和3年8月から9月において香川県が行った営業時間短縮の要請の対象となった飲食店・喫茶店を有する事業者又は大規模施設運営事業者
- （オ） 自動販売機のみ営業許可を受けている事業者
- （カ） （ア）～（オ）に掲げる者のほか、支給することが適当でないとし事が認める者

（※） 香川県補助金等交付規則

第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

- （1） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （3） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

3 支給額

- 応援金の支給額は、次の計算式により算出した額とします。

$$\text{支給額} = \frac{\text{「令和元年同期」又は「平成30年同期」の県内事業所・店舗における売上の合計額}}{\text{令和3年7月から9月までの県内事業所・店舗における売上の合計額}}$$

(1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)

- ただし、1事業者当たりの上限額は、次のとおりとします。

令和3年7月から9月までの売上の合計額が、「令和元年同期」又は「平成30年同期」と比較して

- ・ 50%以上減少した場合 1事業者当たり 上限20万円
- ・ 30%以上50%未満減少した場合 1事業者当たり 上限15万円

※創業等特例については13頁～14頁をご覧ください。

4 申請に必要な書類

申請書類は、A4の用紙に片面印刷したものをご利用ください。

添付する書類の写しについても、可能な限りA4サイズでお願いします。

(1) 香川県営業継続応援金（第3次）申請書（第1号様式）

【記載例 p.16～17】

- ・「記載例」をご覧のうえ、必要事項をご記入ください。
- ・手書きの場合は、ペン又はボールペンで記載してください（消せるボールペンは不可）。

(2) 売上減少申告書（第2号様式（その1））【記載例 p.18】

- ・顧問契約を締結している税理士又は公認会計士が事前に売上減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類（3）「売上高が確認できる書類」の提出を省略することが可能です。
- ・事務局の申請サポートセンター（TEL: 087-813-3247）において書類を事前確認させていただき、必要な助言等を行うことが可能です。申請サポートセンターは予約制ですので、必ず事前に電話で日時を予約のうえ、お越しください。
- ・税理士、公認会計士又は申請サポートセンターにより確認を受ける際には、売上減少申告書に必要な事項を記載のうえ、令和3年7月～9月と「令和元年同期」又は「平成30年同期」の事業者としての県内事業所・店舗での売上高が確認できる書類を準備してください。
- ・税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要な書類（3）を添付し、そのまま応援金（第3次）事務局に提出いただいても結構です。
- ・令和元年7月2日から令和3年4月1日までの間に香川県内で事業を開始した場合は第2号様式（その2）売上減少申告書（創業等特例分）に記載してください【記載例 p.19】。

(3) 令和3年7月～9月と「令和元年同期」又は「平成30年同期」の事業者としての県内事業所・店舗での売上高が確認できる下記のいずれかの書類

- ・ 法人の場合は、確定申告書類の「法人事業概況説明書（1頁～2頁）」【p. 10 参照】の写し
- ・ 個人事業主（青色申告）の場合は、確定申告書類の「所得税青色申告決算書（1頁～2頁）」【p. 12 参照】の写し
- ・ 経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面
- ・ 売上台帳等の写し

なお、(2) で提出する「売上減少申告書(第2号様式)」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合は、上記書類の全部の提出が省略可能です。

ただし、令和3年7月～9月に係る売上がゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書(任意様式)を提出してください。

(4) 直近の確定申告書類の写し

税務署に提出した以下の書類の写しが必要です。(税務署の受付印の有無は問いません。)

【法人の場合】

- ・ 「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」【p. 8～9 参照】

【個人事業主の場合】 ※マイナンバーの部分~~を~~を全て黒塗りしてください。

- ・ 「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」【p. 11 参照】

なお、確定申告義務が無い場合やその他合理的な事由がある場合は、令和3年度分市町民税・県民税の申告書の控えの写しを提出してください。

〔 第1次又は第2次の応援金の申請の際に同じものを提出している場合は省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、を付けてください。 〕

(5) (店舗等がある場合) 店舗等の外観・内観の写真

- ・ 感染防止対策の状況が確認できるもの。
- ・ 写真は、貼付台紙に貼付して提出してください。

(6) 該当要件申告書（第2-2号様式）【記載例 p. 20～25】

- ・ 「記載例」をご覧のうえ、事業内容に応じて該当するものにを付けて、当該様式の必要事項をご記入ください。

(7) 該当要件申告書に記載の取引先との取引が確認できる書類

- ・ 例：発注書、納品書、請求書、取引先からの入金を確認できる書類等
- ・ 該当要件申告書に記載の全ての取引先について、取引が確認できる書類を添付してください。

<p>(8) 誓約書 (第3号様式) 【記載例 p. 26】</p>
<p>・誓約内容を確認のうえ、申請者(法人の場合はその代表者)が自筆で署名をしてください。</p>
<p>(9) 応援金の振込口座の通帳等の写し</p>
<p>・振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人の名義の口座に限ります。</p> <p>・預金通帳の口座名義人、金融機関名、金融機関の(支)店名、預金の種目及び口座番号が記載されたページの写しをご提出ください。インターネットバンキングの場合、これらの事項が記載されたページを印刷してご提出ください。</p> <p>〔第1次又は第2次の応援金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、<input checked="" type="checkbox"/>を付けてください。〕</p>
<p>(10) (香川県外に主たる事務所を置く事業者のみ) 香川県税事務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し</p>
<p>・香川県内に主たる事務所を置く事業者は、提出不要です。</p> <p>〔第1次又は第2次の応援金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、<input checked="" type="checkbox"/>を付けてください。〕</p>
<p>(11) (個人事業主の場合のみ) 本人確認書類の写し</p>
<p>・本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証等)に記載の住所が、申請者の現住所と一致する書類の写しをご提出ください。</p> <p>・マイナンバーカードの場合、<u>オモテ面の写しのみ</u>を提出してください。 マイナンバーが記載された<u>ウラ面の写しは送付しないでください。</u></p> <p>〔第1次又は第2次の応援金の申請の際に同じものを提出している場合は、省略することも可能です。その際は、チェックリストの当該書類の省略欄に、<input checked="" type="checkbox"/>を付けてください。〕</p>
<p>(12) チェックリスト 【記載例 p. 27~28】</p>
<p>・提出前にチェックリストで提出書類を確認し、チェックリストも同封してください。</p>

5 申請書の審査

- ・ 申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせをさせていただく場合がありますので、ご協力ください。
- ・ 必要な書類が全てそろっていない場合、事務局から不足している書類の提出をお願いします。事務局が指定した期日までに必要な書類の提出がないときは、申請を取り下げたものとみなしますのでご注意ください。
- ・ 申請書の審査の結果、応援金の支給の可否を決定したときは、支給又は不支給に関する通知を、申請者の所在地又は住所あてに送付します。
- ・ 一度支給を決定した応援金については、計算方法を変更するなどして、後日、金額を修正するなどの再申請を行うことはできません。

6 応援金の支払い

- ・ できる限り早期の支払いに努めますが、申請書等に不備がある場合には、時間を要する場合があります。
- ・ 応援金は、申請書に記載された振込口座に振り込みます。振込名義は「カガワケンサンジエイギョウオウエンキン」とする予定です。
なお、応援金の支払いは、県から事務局（運営事業者）を通じて行います。

7 関係書類の保管等

- ・ 応援金の支払い後においても、申請書に添付した書類の原本や、売上高を証明する書類（例えば、会計伝票やレジの日計表等）を5年間保存し、県から提出等の求めがあった時はこれに応じてください。

添付書類の見本

●「4 申請に必要な書類」のうち、確定申告書類の写しの見本は、以下のとおりです。

【中小企業、中堅企業等の場合】

「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」（青色申告の場合）

令和 年 月 日 税務署長殿	納税地 電話() -	法人区分 事業種目 同非区分	旧納税地及び 旧法人名等 添付書類	整理番号 事業年度(至) 売上金額 申告年月日	一連番号 整理番号 事業年度 売上金額 申告年月日
平成・令和 年 月 日 令和 年 月 日	事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税 (中間申告の場合 令和 年 月 日)			申告書 申告書 翌年以降 送付要否	
この申告書による法人税額の計算	この申告書による法人税額の計算	この申告書による法人税額の計算	この申告書による法人税額の計算	この申告書による法人税額の計算	この申告書による法人税額の計算
1 所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	2 法人税額 (53) + (54) + (55)	3 法人税額の特別控除額 (別表六(六)「4」)	4 差引法人税額 (2) - (3)	5 連結納税の承認を取り消された 場合等における既に控除された 法人税額の特別控除額の加算額	6 課税土地譲渡利益金額 (別表三(一)「24」+別表三(三)「26」 の二の二+別表三(三)「26」)
7 同上に対する税額 (22) + (23) + (24)	8 課税留保金額 (別表三(一)「4」)	9 同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	10 法人税額計 (4) + (5) + (7) + (9)	11 分配調整外関係親戚等及び外国関係親戚等 に係る控除額(別表六(七)「17」+別表七(三)「13」)	12 販装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除法人税額
13 控除税額 (10) - (11) - (12)と(8)のうち小さい金額	14 差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)	15 中間申告分の法人税額	16 差引確定/中間申告の場合はその 法人税額(税額とし、マイナスの 場合は、126)へ記入)	17 所得税の額 (別表六(一)「6」の③)	18 外国税額 (別表六(二)「20」)
19 課税標準額 (4) + (5) + (7) + (9)の算出 結果	20 課税標準額 (33) + (34)	21 地方法人税額 (58)	22 課税留保金額に 係る地方法人税額 (59)	23 所得地方法人税額 (36) + (37)	24 外国税額の控除額 (別表六(二)「50」)
25 販装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額	26 差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	27 中間申告分の地方法人税額	28 差引確定/中間申告の場合はその 地方法人税額(税額とし、マイナスの 場合は、(45)へ記入)	29 控除税額 (10) - (11) - (12)と(8)のうち小さい金額	30 差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)
31 課税標準額 (4) + (5) + (7) + (9)の算出 結果	32 課税標準額 (33) + (34)	33 地方法人税額 (58)	34 課税留保金額に 係る地方法人税額 (59)	35 所得地方法人税額 (36) + (37)	36 外国税額の控除額 (別表六(二)「50」)
35 販装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額	36 差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	37 中間申告分の地方法人税額	38 差引確定/中間申告の場合はその 地方法人税額(税額とし、マイナスの 場合は、(45)へ記入)	39 控除税額 (10) - (11) - (12)と(8)のうち小さい金額	40 差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)
41 課税標準額 (4) + (5) + (7) + (9)の算出 結果	42 課税標準額 (33) + (34)	43 地方法人税額 (58)	44 課税留保金額に 係る地方法人税額 (59)	45 所得地方法人税額 (36) + (37)	46 外国税額の控除額 (別表六(二)「50」)
45 販装経理に基づく過大申告の 更正に伴う控除地方法人税額	46 差引地方法人税額 (38) - (39) - (40) - (41)	47 中間申告分の地方法人税額	48 差引確定/中間申告の場合はその 地方法人税額(税額とし、マイナスの 場合は、(45)へ記入)	49 控除税額 (10) - (11) - (12)と(8)のうち小さい金額	50 差引所得に対する法人税額 (10) - (11) - (12) - (13)

税理士 署名押印	<input type="text"/>
-------------	----------------------

別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分…令二・四・一以後終了事業年度等分

「所得税青色申告決算書（1頁～2頁）」（青色申告の場合）

F A 3 0 0 0

令和〇〇年分所得税青色申告決算書（一般用）

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	フリガナ氏名	事務所所在地
事業所在地	電話番号（自宅）	氏名（名称）
業種名	電話番号（事業所）	依頼税理士等
	加入団体名	電話番号

令和〇〇年〇月〇日

損益計算書（自〇〇月〇〇日 至 〇〇月〇〇日）

提出用 令和二年分以降用	科 目		科 目		科 目	
	金額 (円)		金額 (円)		金額 (円)	
提出用 令和二年分以降用	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	①	消耗品費	①	貸倒引当金	①
	期首商品(製品)類	②	減価償却費	②	各種引当金	②
	仕入金額(製品類)	③	福利厚生費	③	計	③
	小計(②+③)	④	給料賃金	④	専従者給与	④
	期末商品(製品)類	⑤	外注工賃	⑤	貸倒引当金	⑤
	差引原価(④-⑤)	⑥	利子割引料	⑥	繰入金額等	⑥
	差引金額(①-⑥)	⑦	地代家賃	⑦	計	⑦
	租税公課	⑧	貸倒金	⑧	青色申告特別控除前の所得金額	⑧
	荷造運賃	⑨		⑨	青色申告特別控除額	⑨
	水道光熱費	⑩		⑩	所得金額	⑩
	旅費交通費	⑪		⑪	(⑩-⑨)	
	通信費	⑫		⑫		
	広告宣伝費	⑬		⑬		
	接待交際費	⑭		⑭		
	損害保険料	⑮		⑮		
	修繕費	⑯		⑯		
		雑費	⑰			
		計	⑱			
		差引金額	⑳			
		(⑦-㉑)				

- 1 -

令和〇〇年分

F A 3 0 2 5

フリガナ氏名

提出用
令和二年分以降用

〇月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕入金額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
家事消費等雑収入		
計		
うち軽減税率対象		

〇給料賃金の内訳

氏名	年齢	従事月数	支給料賃金	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
その他(人分)						
計						

〇専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事月数	支給料賃金	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
計							

〇貸倒引当金繰入額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)

項目	金額
個別評価による本年分繰入額	①
年末における一括評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる貸金の合計額	②
本年分繰入限度額 (②×3.3% (金融業は3.3%))	③
繰入額	④
本年分の貸倒引当金繰入額 (①+④)	⑤

〇青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

項目	金額
本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	⑥
青色申告特別控除前の所得金額(1ページの「損益計算書」の繰越の金額を書いてください。)	⑦
65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける場合	⑧
65万円又は55万円と⑧のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる)	⑨
青色申告特別控除額 (65万円又は55万円と⑧のいずれか少ない方の金額)	⑩
上記以外	⑪
10万円と⑪のいずれか少ない方の金額 (不動産所得から差し引かれる)	⑫
の場合 青色申告特別控除額 (10万円と⑫のいずれか少ない方の金額)	⑬

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

- 2 -

創業等特例について

令和元年7月2日から令和3年4月1日までの間に香川県内で事業を開始した場合の取扱いは、以下のとおりです。令和3年4月2日以降に香川県内で事業を開始した場合は、この応援金の支給対象となりません。

【支給要件】

令和元年7月2日から令和3年4月1日までの間に香川県内で事業を開始した場合

- 事業者としての県内事業所・店舗での売上について、令和3年7月から9月までの売上の合計額が事業を開始した月の翌月（但し、月の初日に事業を開始した場合にあっては当該月）から令和3年6月までの間の連続する3か月間の売上の合計額【特例額】と比較して30%以上減少していること（※）

（※）売上減少率の計算方法

A=事業者としての県内事業所・店舗での事業を開始した月の翌月（但し、月の初日に事業を開始した場合にあっては当該月）から令和3年6月までの間の連続する3か月間の売上の合計額【特例額】

B=事業者としての県内事業所・店舗での令和3年7月から9月までの売上の合計額

$$(A - B) \div A \times 100 = \text{売上減少率}(\%)$$

【支給額】

- 応援金の支給額は、次の計算式により算出した額とします。

$$\text{支給額} = \text{上記の【特例額】} - \frac{\text{令和3年7月から9月までの県内事業所・店舗における売上の合計額}}{\text{(1,000円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)}}$$

- ただし、1事業者当たりの上限額は、次のとおりとします。

令和3年7月から9月までの売上の合計が、【特例額】と比較して

- ・ 50%以上減少した場合 1事業者当たり 上限20万円
- ・ 30%以上50%未満減少した場合 1事業者当たり 上限15万円

【「4 申請に必要な書類」(3)(5頁)「令和3年7月～9月と「令和元年同期」又は「平成30年同期」の事業者としての県内事業所・店舗での売上高が確認できる下記のいずれかの書類」に代えて提出いただく書類】

- 令和3年7月～9月と前頁の【特例額】を算出する期間の事業者としての県内事業所・店舗での売上高が確認できる下記のいずれかの書類
 - ・ 法人の場合は、確定申告書類の「法人事業概況説明書(1頁～2頁)」【p.10参照】の写し
 - ・ 個人事業主(青色申告)の場合は、確定申告書類の「所得税青色申告決算書(1頁～2頁)」【p.12参照】の写し
 - ・ 経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面
 - ・ 売上台帳等の写し

なお、「4 申請に必要な書類」(2)(4頁)で提出する「売上減少申告書(第2号様式(その2))」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合は、上記書類の全部の提出が省略可能です。

ただし、令和3年7月～9月に係る売上がゼロ(0円)である場合は、その理由を記した理由書(任意様式)を提出してください。

日本標準産業分類(中分類)一覧

01	農業	50	各種商品卸売業
02	林業	51	繊維・衣服等卸売業
03	漁業(水産養殖業を除く)	52	飲食料品卸売業
04	水産養殖業	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
05	鉱業、採石業、砂利採取業	54	機械器具卸売業
06	総合工事業	55	その他の卸売業
07	職別工事業(設備工事業を除く)	56	各種商品小売業
08	設備工事業	57	織物・衣服・身の回り品小売業
09	食料品製造業	58	飲食料品小売業
10	飲料・たばこ・飼料製造業	59	機械器具小売業
11	繊維工業	60	その他の小売業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	61	無店舗小売業
13	家具・装備品製造業	62	銀行業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	63	協同組織金融業
15	印刷・同関連業	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
16	化学工業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
17	石油製品・石炭製品製造業	66	補助的金融業等
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	67	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
19	ゴム製品製造業	68	不動産取引業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	69	不動産賃貸業・管理業
21	窯業・土石製品製造業	70	物品賃貸業
22	鉄鋼業	71	学術・開発研究機関
23	非鉄金属製造業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
24	金属製品製造業	73	広告業
25	はん用機械器具製造業	74	技術サービス業(他に分類されないもの)
26	生産用機械器具製造業	75	宿泊業
27	業務用機械器具製造業	76	飲食店
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
29	電気機械器具製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
30	情報通信機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
31	輸送用機械器具製造業	80	娯楽業
32	その他の製造業	81	学校教育
33	電気業	82	その他の教育、学習支援業
34	ガス業	83	医療業
35	熱供給業	84	保健衛生
36	水道業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
37	通信業	86	郵便局
38	放送業	87	協同組合(他に分類されないもの)
39	情報サービス業	88	廃棄物処理業
40	インターネット付随サービス業	89	自動車整備業
41	映像・音声・文字情報制作業	90	機械等修理業(別掲を除く)
42	鉄道業	91	職業紹介・労働者派遣業
43	道路旅客運送業	92	その他の事業サービス業
44	道路貨物運送業	93	政治・経済・文化団体
45	水運業	94	宗教
46	航空運輸業	95	その他のサービス業
47	倉庫業	96	外国公務
48	運輸に附帯するサービス業	97	国家公務
49	郵便業(信書便事業を含む)	98	地方公務
		99	分類不能の産業

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

第1号様式 (第6条関係)

記載例

第3次
受付番号

下記応援金を受給済みであるため、チェックリストに記載のとおり、一部添付書類の提出を省略します。※下記の口に✓

第1次応援金を受給済

第2次応援金を受給済

申請日	令和	3	年	10	月	27	日
-----	----	---	---	----	---	----	---

香川県知事 殿

香川県営業継続応援金 (第3次) 申請書

香川県営業継続応援金(第3次)支給要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

【申請者の情報】

手書きの場合、ペン又はボールペン（消せるボールペンは使用不可）で記入してください。

申請者の種別（いずれかに記入）	法人の場合	所在地 (主たる事務所の所在地)	〒	7	6	0	-	0	0	0	0	香川	都・道 府・ <u>県</u>	高松	<u>市</u> ・区 郡		
		フリガナ	カブシキガイシャマルマル														
		法人名	株式会社〇〇														
		代表者職名	代表取締役	フリガナ	カガワ タロウ												
				代表者氏名	香川 太郎												
		常時雇用する従業員数	10人				資本金	10,000,000円									
		業種(※)	(日本標準産業分類)中分類														
		法人番号 (13桁)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3		
		フリガナ	カガワ ハナコ						電話番号	087-0000-0000							
		担当者氏名	香川 花子						Fax	087-0000-0000							
	担当者メールアドレス	〇〇〇@〇〇〇〇.〇〇.〇〇															
	個人 事業主 の場合	住所 (代表者の 自宅住所)	〒											都・道 府・県		市・区 郡	
		フリガナ 氏名							生年 月日	T. S. H. 年 月 日							
		業種(※)	(日本標準産業分類)中分類														
		電話番号	-						Fax	-							
		メールアドレス															

(※) 日本標準産業分類一覧は申請受付要項 15 頁をご参照ください。

記載例

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

3次

第3次
受付番号

【応援金請求額】

応援金請求額（合計）	180,000	円
------------	---------	---

【振込口座】

申請者が法人の場合は当該法人名義の口座、個人事業主の場合は当該個人事業主本人名義の口座に限ります。

金融機関名	〇〇銀行								
支店名	△△支店								
金融機関コード	1	2	3	4	支店コード	1	2	3	
預金種目 (いずれかに✓)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通			<input type="checkbox"/> 当座					
口座番号	0	1	2	3	4	5	6		
フリガナ	カ) マルマル								
口座名義	株式会社〇〇								

(※) 金融機関コード、支店コードは「金融機関コード一覧」にてご確認ください。

記載例

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

第2号様式(その1)(第6条関係)

3次

第3次
受付番号

売上減少申告書(通常分)

【申請者記入欄】

所在地 香川県高松市〇〇町〇丁目〇-〇〇

法人名・屋号 株式会社〇〇

代表者氏名 香川 太郎

売上高(※1)の減少状況(下記の令和元年又は平成30年の口に✓してください。)

<input checked="" type="checkbox"/> 令和元年 又は <input type="checkbox"/> 平成30年	7月の売上高	100,000円	令和3年7月の売上高	40,000円
	8月の売上高	100,000円	令和3年8月の売上高	40,000円
	9月の売上高	100,000円	令和3年9月の売上高	40,000円
令和元年又は平成30年 7月から9月までの 売上高合計(A)		300,000円	令和3年7月から9月 までの売上高合計(B)	
売上高の減少額(C) (= (A) - (B))		180,000円	減少比率(D) (= (C) ÷ (A) × 100)	
応援金の額 (C') (※2)		180,000円 (1,000円未満は切捨て)		

(※1) 店舗ごとの売上高ではなく、法人または個人における事業全体の県内事業所・店舗での売上高について記載してください。

(※2) 応援金の額(C')は、売上高の減少額(C)の千円未満を切り捨てた額となります。ただし、減少比率(D)が30%以上50%未満の場合は上限額15万円、50%以上の場合は上限額20万円です。

【確認者記入欄】

上記「売上高の減少状況」について事実と相違ない旨を確認しました。

令和3年 月 日

税理士名・公認会計士名
(税理士又は公認会計士が自筆で署名してください。押印は不要です。)

登録番号

事務所の名称

住所又は所在地

電話番号

顧問契約を締結している税理士、公認会計士、又は申請サポートセンターの税理士が事前に売上減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類(3)「売上高が確認できる書類」の提出を省略することが可能です。

税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要書類(3)を添付し、そのまま応援金事務局に提出いただいても結構です。詳しくは申請受付要項の4頁をご参照ください。

記載例

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

第2号様式(その2)(第6条関係)

3次

第3次
受付番号

売上減少申告書(創業等特例分)

【申請者記入欄】

所在地 香川県高松市〇〇町〇丁目〇-〇〇

法人名・屋号 株式会社〇〇

代表者氏名 香川 太郎

売上高(※1)の減少状況

Table with columns for business start date, sales amounts for October, November, and December of Heisei 2, and July, August, and September of Reiwa 3, including a summary row for reduction rate and amount.

(※1) 店舗ごとの売上高ではなく、法人または個人における事業全体の県内事業所・店舗での売上高について記載してください。

(※2) 応援金の額(C')は、売上高の減少額(C)の千円未満を切り捨てた額となります。ただし、減少比率(D)が30%以上50%未満の場合は上限額15万円、50%以上の場合は上限額20万円です。

【確認者記入欄】

上記「売上高の減少状況」について事実と相違ない旨を確認しました。

令和3年 月 日

税理士名・公認会計士名 (税理士又は公認会計士が自筆で署名してください。押印は不要です。)

登録番号

事務所の名称

住所又は所在地

電話番号

顧問契約を締結している税理士、公認会計士、又は申請サポートセンターの税理士が事前に売上減少申告書の内容を確認した場合には、必要書類(3)「売上高が確認できる書類」の提出を省略することが可能です。税理士又は公認会計士の確認署名を取得せず、申請書に必要書類(3)を添付し、そのまま応援金事務局に提出いただいても結構です。詳しくは申請受付要項の4頁をご参照ください。

記載例

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

該当要件申告書（支給対象①）

第3次
受付番号

3次

第2-2号様式（第6条関係）

【該当要件申告書】

主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている場合

(※) 「主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている香川県内の事業者と直接の取引がある場合」は2頁～4頁に、「香川県内の飲食事業者と直接・間接の取引がある場合」は5頁に、「飲食事業者の場合」は6頁に記入してください。

(2店舗以上ある場合は、この様式をコピーし、全ての県内の店舗について、それぞれ記入のうえ、提出してください。)

●店舗 No. 1 ※店舗 No. を記入してください

店舗情報 (店舗がない場合は記載不要)	フリガナ	マルマルクリーニングマルマルテン															
	店舗名	〇〇クリーニング〇〇店															
	所在地	〒	7	6	0	—	0	0	0	0	香川県	高松	市	郡			
		〇〇町〇丁目〇—〇〇															
	電話番号	087-〇〇〇-〇〇〇〇															
通常の営業時間 (※1)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">開始</td> <td style="text-align: center;">終了</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">午前7時</td> <td style="text-align: center;">午後8時</td> </tr> </table>													開始	終了	午前7時	午後8時
開始	終了																
午前7時	午後8時																
(1) と (2) の両方に記入してください。																	
(1) 商品・サービスの内容を具体的に記載してください。	<p style="color: red;">クリーニング店を経営し、香川県内に5店舗(〇〇店、△△店、□□店、☆☆店、××店)を有している。</p> <p style="color: red;">それぞれの店舗では、個人のお客様と直接対面し、衣類等の受け渡しを行っている。</p>																
(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少等により受けた影響の内容を記載してください。	<p style="color: red;">外出機会の減少により、クリーニング店に持ち込まれる衣類等が減ったことで売上げが減少した。</p>																

(※1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に営業時間を短縮している場合は、一時的に短縮する前の通常時の営業時間を記入してください。

- 主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている香川県内の事業者と直接の取引がある場合

(※) 「主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている場合」は1頁に、「香川県内の飲食事業者と直接・間接の取引がある場合」は5頁に、「飲食事業者の場合」は6頁に記入してください。

主な取引先3事業者について記入してください。

取引先①	取引先名	〇〇クリーニング											
	所在地	〒	7	6	0	—	0	0	0	0	香川県	高松	市・郡
		〇〇町〇丁目〇—〇〇											
	電話番号	087—〇〇〇—〇〇〇〇											
具体的な取引内容	〇〇クリーニングに対し、〇〇〇〇を販売した。												
(1) 取引先の商品・サービスの内容を具体的に記載してください。		<p>クリーニング店を経営し、香川県内に5店舗（〇〇店、△△店、□□店、☆☆店、××店）を有している。</p> <p>それぞれの店舗では、個人のお客様と直接対面し、衣類等の受け渡しを行っている。</p>											
(2) 取引先が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少等により受けた影響の内容を記載してください。		<p>外出機会の減少により、クリーニング店に持ち込まれる衣類等が減ったことで売上げが減少した。</p>											

該当要件申告書（支給対象②）

記載例

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

3次

第3次
受付番号

取引先②	取引先名	〇〇エステサロン												
	所在地	〒	7	6	3	-	0	0	0	0	香川県	丸亀	市	郡
		〇〇町〇丁目〇-〇〇												
	電話番号	0877-〇〇-〇〇〇〇												
	具体的な取引内容	〇〇エステサロンに対し、〇〇〇〇を販売した。												
(1) 取引先の商品・サービスの内容を具体的に記載してください。		上記住所でエステサロンを営し、対面で個人向けにスキンケア等のサービスを提供している。												
(2) 取引先が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少等により受けた影響の内容を記載してください。		外出機会の減少により、エステサロンの利用客が減ったことで売り上げが減少した。												

該当要件申告書（支給対象②）

記載例

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

3次

第3次
受付番号

取引先③	取引先名	〇〇塾												
	所在地	〒	7	6	7	—	0	0	0	0	香川県	三豊	市	郡
		〇〇町〇〇 〇〇番地〇〇												
	電話番号	0875-〇〇-〇〇〇〇												
具体的な取引内容	〇〇塾に対し、〇〇〇〇を販売した。													
(1) 取引先の商品・サービスの内容を具体的に記載してください。		上記住所で学習塾を運営し、対面で個人向けに小学生から高校生を対象に学習指導を行っている。												
(2) 取引先が新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う県民の外出機会の減少等により受けた影響の内容を記載してください。		外出機会の減少により、学習塾の利用客が減ったことで売り上げが減少した。												

☑ 香川県内の飲食事業者と直接・間接の取引がある場合

(※) 「主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている場合」は1頁に、「主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている香川県内の事業者と直接の取引がある場合」は2頁～4頁に、「飲食事業者の場合」は6頁に記入してください。

主な取引先3事業者について記入してください。

取引先①	取引種別	飲食事業者 ・ 飲食事業者以外 (いずれかに○)
	取引先名	〇〇食堂
	所在地	〒 7 6 0 - 0 0 0 0 香川 県 高松 市・郡
		〇〇町〇丁目〇-〇〇
	電話番号	087-〇〇〇-〇〇〇〇
具体的な取引内容	ビールや日本酒、ワイン等の酒類を販売した。	
取引先②	取引種別	飲食事業者 ・ 飲食事業者以外 (いずれかに○)
	取引先名	〇〇レストラン
	所在地	〒 7 6 2 - 0 0 0 0 香川 県 坂出 市・郡
		〇〇町〇丁目〇-〇〇
電話番号	0877-〇〇〇-〇〇〇〇	
具体的な取引内容	ビールや日本酒、ワイン等の酒類を販売した。	
取引先③	取引種別	飲食事業者 ・ 飲食事業者以外 (いずれかに○)
	取引先名	スーパー〇〇
	所在地	〒 7 6 9 - 0 0 0 0 香川 県 さぬき 市・郡
		〇〇町〇丁目〇-〇〇
電話番号	087-〇〇〇-〇〇〇〇	
具体的な取引内容	ビールや日本酒、ワイン等の酒類を販売した。	

該当要件申告書（支給対象④）

記載例

(※) 受付番号は応援金事務局が記入します

3次

第3次
受付番号

☑ 香川県内に店舗を有する飲食事業者の場合

(※) 「主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている場合」は1頁に、「主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行っている香川県内の事業者と直接の取引がある場合」は2頁～4頁に、「香川県内の飲食事業者と直接・間接の取引がある場合」は5頁に記入してください。

(注) 令和3年8月から9月において香川県が行った営業時間短縮の協力要請の対象となった店舗を有する事業者は支払い対象となりません。

(2店舗以上ある場合は、この様式をコピーし、全ての県内の店舗について、それぞれ記入のうえ、提出してください。)

●店舗 No. 1 ※店舗 No. を記入してください

店舗情報	フリガナ	マルマルうどんテン											
	店舗名	〇〇うどん店											
	所在地	〒	7	6	9	—	0	0	0	0	香川県	綾歌	市・郡
		〇〇町〇丁目〇—〇〇											
	フリガナ	カブシキガイシャマルマル											
	営業許可を受けた者の法人名又は氏名(※1)	株式会社〇〇											
	営業許可番号	高松市	—										
		高松市以外	営業を許可した保健所名				<input type="checkbox"/> 東讃 <input type="checkbox"/> 中讃 <input type="checkbox"/> 西讃 <input type="checkbox"/> 小豆						
				0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	営業許可の有効期限	令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日											
	電話番号	087-〇〇〇〇-〇〇〇〇											
	通常の営業時間(※2)	開始 午前6時 ~ 終了 午後3時 ~ ~											
酒類提供時間(酒類提供「有」の場合)	~												
(※1) 申請者と営業許可を受けた者の法人名又は氏名が異なる場合、その理由を記載してください。													

(※2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に営業時間を短縮している場合は、一時的に短縮する前の通常時の営業時間を記入してください。

【誓約書】

香川県営業継続応援金（第3次）の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

- ・ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ・ 申請事業者の代表者、役員等が、香川県補助金等交付規則第5条の2各号に掲げる暴力団、暴力団員等に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、上記内容に該当しないことを確認するため、県が県警察本部に照会することについて承諾します。

（参考）香川県補助金等交付規則
第5条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、知事が別に定める場合を除き、補助金等の交付の決定をしないものとする。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（2）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（3）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- ・ 申請内容の証拠書類を保存するとともに、県から申請の内容について立入検査・報告・証拠書類提出の求めがあった場合には、これに応じます。
- ・ 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- ・ 要件に該当しない事実や不正が発覚した場合には、応援金の全額を即時返還するとともに、加算金の支払い及び事業者名の公表に応じます。
- ・ 申請日時点において、事業を継続しており、今後も事業を継続する意思を有しています。
- ・ 事業所又は店舗の全てで感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策の取組みを行っています。
- ・ 法人税法別表第1に掲げる公共法人、政治団体、宗教上の組織・団体ではありません。
- ・ 応援金の審査のため、申請書に記載の取引先に対して照会が行われることに同意します。
- ・ 以下の①～③について該当しないことを確認しました。
 - ① 既にこの応援金（第3次）の支給を受けている。
 - ② 自動販売機のための営業許可を受けて営業を行っている。
 - ③ 令和3年8月から9月において香川県が行った営業時間短縮の要請の対象となった飲食店・喫茶店を有する事業者又は大規模施設運営事業者である。

香川県知事 殿

令和3年10月27日

株式会社〇〇

代表者職名・氏名 代表取締役 香川 太郎

（申請者（法人の場合はその代表者）が自筆で署名してください。）

【チェックリスト】

3次

- 申請書類の提出前に以下の内容を確認し、□に✓を付けてください。
- 「売上減少申告書（第2号様式）」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合は（3）の書類の提出を省略できます。また、第1次又は第2次応援金の申請の際に提出済の書類と同じものである場合は、（4）、（9）、（10）、（11）の書類の提出を省略できますので、「省略」欄の□に✓を付けてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 第1次応援金を受給済	<input checked="" type="checkbox"/> 第2次応援金を受給済
--	--

提出	省略	【提出書類】
（1）香川県営業継続応援金（第3次）申請書（第1号様式）		
<input checked="" type="checkbox"/>	—	すべての必要項目を記載し、記載漏れがないことを確認した。
<input checked="" type="checkbox"/>	—	手書きの場合、ペン又はボールペンで記載した。（消せるボールペンは不可）
（2）売上減少申告書（第2号様式（その1）又は（その2））		
<input checked="" type="checkbox"/>	—	令和3年7月から9月までの県内事業所・店舗での売上の合計額が「令和元年同期」又は「平成30年同期」の売上の合計額（創業等特例の場合は、【特例額】）と比較して30%以上減少していることを確認した。
		応援金の額は売上高の減少額（千円未満は切捨て）となっている。ただし、減少比率が30%以上50%未満の場合は上限額15万円、50%以上の場合は上限額20万円となっている。
（3）令和3年7月～9月と「令和元年同期」又は「平成30年同期」（創業等特例の場合は、【特例額】を算出する期間）の事業者としての県内事業所・店舗での売上高が確認できる下記のいずれかの書類		
（2）で提出する「売上減少申告書（第2号様式）」に税理士又は公認会計士の確認署名がある場合は省略可能です。ただし、令和3年7月～9月に係る売上がゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書（任意様式）を提出してください。		
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の場合は、確定申告書類の「法人事業概況説明書（1～2頁）」の写し ・個人事業主（青色申告）の場合は、確定申告書類の「所得税青色申告決算書（1～2頁）」の写し ・経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面 ・売上台帳等の写し
（4）直近の確定申告書類の写し		
（第1次又は第2次応援金を受給済で、第1次又は第2次の応援金の申請の際に提出済の書類と同じものである場合は省略可能）		
【法人の場合】		
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	「法人税確定申告書（事業年度分の法人税申告書別表一）」の写し
【個人事業主の場合】		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マイナンバーの部分全てを黒塗りしている。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	「所得税及び復興特別所得税の申告書B（第一表及び第二表）」の写し

(5) (店舗等がある場合) 店舗等の外観・内観の写真		
<input checked="" type="checkbox"/>	—	感染防止対策の状況が確認できるものを添付している。
<input checked="" type="checkbox"/>	—	写真は、貼付台紙に貼付している。
<input checked="" type="checkbox"/>	—	店舗等が複数ある場合は、それぞれの写真を添付している。
(6) 該当要件申告書(第2-2号様式)		
<input checked="" type="checkbox"/>	—	該当する要件について必要事項を全て記載している。
(7) 該当要件申告書に記載の取引先との取引が確認できる書類 (例：発注書、納品書、請求書、取引先からの入金を確認できる書類等)		
<input checked="" type="checkbox"/>	—	該当要件申告書に記載の全取引先について、取引が確認できる書類を添付している。
(8) 誓約書(第3号様式)		
<input checked="" type="checkbox"/>	—	申請者(法人の場合はその代表者)が誓約書の内容を確認し、自筆で署名した。
(9) 応援金の振込口座の通帳等の写し (第1次又は第2次応援金を受給済で、第1次又は第2次の応援金の申請の際に提出済の書類と同じものである場合は省略可能)		
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	振込口座は、申請者が法人の場合は当該法人、申請者が個人事業主の場合は当該個人事業主本人の名義である。
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	通帳等の写しには、口座名義人、金融機関名、金融機関の(支)店名、預金の種目及び口座番号が記載されている。(インターネットバンキングの場合、該当ページを印刷)
(10) (香川県外に主たる事務所を置く事業者のみ) 香川県税務所に提出した「法人県民税・事業税・地方法人特別税確定申告書」の写し (第1次又は第2次応援金を受給済で、第1次又は第2次の応援金の申請の際に提出済の書類と同じものである場合は省略可能)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	香川県外に主たる事務所を置く事業者は提出が必要です。
(11) (個人事業主の場合のみ) 本人確認書類の写し (第1次又は第2次応援金を受給済で、第1次又は第2次の応援金の申請の際に提出済の書類と同じものである場合は省略可能)		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	本人確認書類(運転免許証、パスポート、保険証等)に記載の住所と、申請者の現住所が一致している。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードの場合、 <u>オモテ面の写しのみを添付し</u> 、マイナンバーが記載されたウラ面の写しは添付していない。